

JSG ニュースレター

COVID-19 感染拡大期間、 2021 年株主総会の開催延期申請が可能

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾会社法（以下「会社法」）第 170 条第 1 項及び第 2 項には「会社は株主総会を毎年少なくとも 1 回招集し、毎年会計年度の終了後 6 か月以内に開催しなければならない。ただし、正当な理由をもって主管機関に届出、許可を受けた場合は、この限りではない。」と規定されています。経済部は 2020 年 4 月 16 日付経商 10902015230 号通達において「会社は重度の特殊感染性肺炎(COVID-19)感染拡大によって、2020 年の株主総会の開催が困難である場合、当該防疫要因は正当な理由に属すると認められ、会社法第 170 条第 2 項の規定により、主管機関に開催延期を申請することができる。ただし、株式の公開発行会社については、証券主管機関が別途定める規定がある場合、その規定に従うこととする」としています。

COVID-19が依然猛威を振るっていることを受け、経済部は2021年3月4日付で経商 11002405470 号通達を公表しました。「重度の特殊感染性肺炎(COVID-19)」感染拡大によって2021年の株主総会の開催が困難な場合、2020年4月16日付の当該規定に基づき、主管機関に株主総会開催の延期を申請することができる」としています。

勤業衆信の見解

1. 台湾証券取引法第36条第7項の規定に基づき、株式を上場している、又は証券会社の営業所で株式を売買している会社は、株主総会を毎年会計年度の終了後6か月以内に開催しなければならず、会社法第170条第2項但書の規定は適用されません。従って、上場、店頭登録、エマージング（興櫃）会社は今年6月末までに2021年の株主総会を開催する必要があります。また、金融監督管理委員会の規定により、全ての上場企業が電子形式による議決権行使を議決権の行使方法の一つに挙げなければならず、株主総会の開催通知において電子投票の議決権行使方法を記載しなければなりません。よって、会社は株主に電子投票による議決権行使の方法を示すことで、株主の権益を保障することができます。ただし、株主の意思表示は株主総会開催の2日前までに会社に通知されることが条件となります。
2. 会社法第170条第2項の「正当な理由をもって主管機関に届出、許可を受けた場合、株主総会の開催を延期できる」という規定は個別に申請が必要な案件に属します。よって、株式の非公開発行会社又は非上場、非店頭登録及び非エマージング（興櫃）の株式公開発行会社は、確かに防疫要因によって2021年の株主総会の開催が困難である場合、6月末までに当該事由を会社の登記を行った主管機関に個別に申請し、許可を得ることにより初めて株主総会の開催延期が適法となります。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)

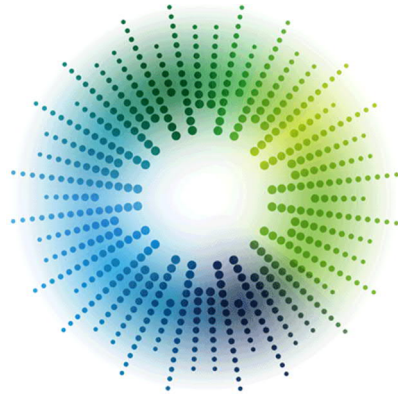


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

COVID-19 疫情期間，公司召開 110 年股東 常會有困難者可依法申請延期

依公司法第 170 條第 1 項及第 2 項之規定，公司股東常會每年至少召集一次，並應於每會計年度終了後六個月內召開。但有正當事由經報請主管機關核准者，不在此限。經濟部前於 109 年 4 月 16 日以經商 10902015230 號函示，公司若因「嚴重特殊性傳染性肺炎(COVID-19)」疫情期間，致召開 109 年股東常會有困難者，該防疫因素得認屬「正當事由」，可依公司法第 170 條第 2 項規定，向主管機關申請延期召開。但公開發行股票之公司，證券主管機關另有規定者，從其規定。

鑒於 COVID-19 疫情迄今尚未趨緩，經濟部再於 110 年 3 月 4 日以經商 11002405470 號函示，有關「嚴重特殊性傳染性肺炎(COVID-19)」疫情期間，公司召開 110 年股東常會有困難者，仍可依 109 年 4 月 16 日函規定，向主管機關申請延期召開股東常會。

勤業眾信觀點

1. 依證交法第 36 條第 7 項規定，股票已在證券交易所上市或於證券商營業處所買賣之公司，其股東常會應於每會計年度終了後六個月內召開；不適用公司法第 170 條第 2 項但書規定。準此，已上市、上櫃及興櫃之公司仍應於今年 6 月底前召開 110 年股東常會。又全體上市櫃公司已應金融監督管理委員會之規定，須將電子方式列為表決權行使方式之一，並應於股東會召集通知載明電子投票行使表決權之方式。因此，公司可提醒股東以電子投票方式行使表決權，以保障其股東權益；惟股東之意思表示應於股東會開會前二日送達公司，以符規定。
2. 公司法第 170 條第 2 項有正當事由經報主管機關核准者，得延期召開股東常會之規定，允屬個案申請核准性質。因此，非公開發行股票之公司或未上市、上櫃及興櫃之公開發行股票之公司，若確有防疫因素，致有召開 110 年股東常會之困難者，應於 6 月底前個別提出事由向其公司登記主管機關申請延期召開，並經核准，始為適法。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利